

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2015年6月12日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

原告が生活保護の実態告発

新・人間裁判

「生活保護が削減され、どのように生活すればいいか教えてください」

10日、2013年8月に行われた生活保護費引き下げの中止を求める「新・人間裁判」の2回目の公判が札幌地裁で行われました。原告団長の後藤昭治さん（77歳）と、障害を持つ息子さんと二人暮らしの宮崎砂和子さん（45歳）が意見陳述しました。



後藤さんは、仕事中に突然腹痛になり結腸癌と診断され入退院を繰り返しました。職場は解雇され、年金の手続きをしましたが加入期間が3年たりず無年金です。妻の年金は月5万円のため生活保護を利用しています。

「生活保護が認められた時は、生活の目処ができ、生きる喜びもできました。しかし、生活保護の支給額は給料の3分の1です。餓死はしませんが、毎日、毎日、節約と節約の闘いであります」と、衣食住など具体的な実態を告発しました。「生活保護が削減され、どうして生活すればよいか教えてください。私には、もう考えることはできません。元の金額に戻して下さい」と訴えました。

宮崎さんは、二人の母親で、夫の暴力のため離婚しています。働いた収入だけでは足りず、生活保護を利用しました。娘さんは、知的障害者グループホームで生活しながら働いています。同居している息子さんは、軽度の知的障害で、作業所へ通所しています。「築30年以上の古い家のため、暖房費がかかります。灯油の消費を抑えて体を壊したこともあるので、食べるものを削って灯油を焚いています」と冬の生活実態も説明しました。「息子の『たまにはおいしいものが食べたいなあ』という言葉も聞こえないふりをして毎日を暮しています。息子のわずかな願いを満たしてあげたい。生活保護法第1条に沿った暮らしを保障してください」と陳述しました。

この日は、裁判に先だって激励集会が行われ、裁判後に報告会も行われました。77人の原告をはじめ弁護団、生活保護制度を良くする会や労働組合や団体の代表など200人以上が参加しました。

第3回口頭弁論は、7月29日（水）午前11時です。

6月15日 12:15～ 新・人間裁判 街頭宣伝行動

日時 6月15日（月） 12:15～13:00 場所 大通西3丁目

6月16日（火） 年金引き下げ違憲訴訟 第3次提訴と第1回公判

11時 3次提訴（札幌地裁北門前） 12:30 公判前集会（大通西11） 14時 報告集会（高教組センター4階）

くらしのSOS なんでも電話無料相談

0120-767-067

フリーダイヤル（無料）

7月7日（火） 10時～20時



北海道社保協総会・記念講演

マイナンバー法で暮らしや商売はどうなる

預貯金口座への付番、懸念広がる徴税強化

講師 本田秀行氏（税理士）

6月27日（土） 13:30～

札幌市教育文化会館